

優良補修・改修工法等評価事業 実施要領

平成 18 年 12 月 7 日制定

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下、「BELCA」という。）が実施する優良補修・改修工法等評価事業（以下、「評価事業」という。）に必要な事項を定めることにより、依頼者の求めに応じて、その先端的な工法、材料等の優れている点の評価することによりその普及を図り、建築ストックの有効活用の推進に資することを目的とする。

(評価事業の対象)

第2条 評価の対象とする技術の範囲は、建築物及び建築設備（以下「建築物等」という。）に係る次に掲げる技術とする。

- 一 建築物等の補修・改修に係わる設計方法
- 二 建築物等の補修・改修に係わる材料・工法
- 三 建築物等の補修・改修に係わる検査・診断法
- 四 建築物等の補修・改修に係わる維持管理方法

(評価項目)

第3条 依頼者は、次の四つの評価項目の中から、一つまたは複数を選び、評価を申し込む。

- 一 経済性
- 二 保全性
- 三 施工性
- 四 環境性

(評価の依頼の前提条件)

第4条 対象技術は、次の点を満たすこととする。

- 一 当該技術が建築物等に関するものであること。
- 二 関連法令の適合、日常安全性、環境配慮等の基本事項を満たしていること。又、評価対象に対して特許の侵害のない事が確認されていること。
- 三 当該技術が申込項目に対して優位な特徴を持っていること。
- 四 当該技術の使用実績があるものであること。
- 五 出来るだけ定量的に確認可能なものであること。
- 六 既に試験結果等の確認が出来ていて、評価に長時間を要しないものであること。
- 七 品質管理、施工管理等がきちんと出来ていること。

2 前項の範囲で評価するものとする。

(評価の依頼)

第5条 依頼者は、評価依頼書に必要な事項を記入し、申込料及び次の各号に掲げる資料を添えて申込むものとする。

- 一 評価項目その他を記載した技術概要説明書
- 二 受付評価に必要な会社概要
- 三 依頼技術に係る性能確認試験報告書等の研究成果書

四 依頼技術に係るパンフレットその他評価の参考となる資料

- 2 前項の資料に虚偽があってはならない。
- 3 依頼者は、申込料の他に別に定める評価費用を負担しなければならない。なお、確認試験等に係る費用は、依頼者の負担とする。

(免責)

- 第6条 BELCA は、評価書の範囲から外れる内容については、責任を負わないものとする。
- 2 依頼者は前項の範囲を超える保証を BELCA が与えていると誤解されるような宣伝、公表等の行為をしてはならない。

(評価委員会の設置)

- 第7条 BELCA は、評価の実施のために評価委員会を設置するものとする。評価委員会に係る設置規定等は、別途定める。

(受付審査)

- 第8条 依頼技術を評価の対象として受付けるか否かの評価は、別に定める受付評価基準により、評価委員会が行うものとする。

(依頼者との協議)

- 第9条 前条の受付審査の結果、依頼が受理されたら、BELCA は次の各号について依頼者と協議を行なうものとする。
- 一 評価の範囲及び評価項目
 - 二 評価の期間
 - 三 評価書の作成に関する事項
 - 四 その他評価の実施に関し必要な事項

(評価の承諾)

- 第10条 前条による依頼者との協議が整った場合、BELCA は評価申込書を受理し、受理承諾書を発行する。

(評価の方法)

- 第11条 対象技術に関する評価は、評価委員会が行うものとする。
- 2 BELCA は、対象技術の種類に応じ専門的な学術経験を有すると認められる専門委員により構成する専門委員会を評価委員会に設け、専門的事項について審査を行なわせることができる。
 - 3 前2項の評価及び審査は、原則として依頼者が提出した資料に基づいて行なうものとし、依頼者は必要に応じて確認試験等を実施するものとする。
 - 4 評価期間は原則として6ヶ月以内とする。
 - 5 評価委員会及び専門委員会（以下「評価委員会等」という。）は、依頼者に対し、必要に応じ評価委員会等への出席及び資料の説明を求めることができる。
 - 6 評価委員会等は、依頼者に対し審査の過程において新たに必要となった資料の提出を求めることができる。
 - 7 前項に関し必要がある場合、評価委員会等は、公的な試験機関又は試験現場を指定し、資料を作成させることができる。

(評価書の発行)

第12条 BELCA は、前条の評価の結果に基づき、評価書を発行する。

(評価の中止)

第13条 BELCA は、次の場合評価を中止するものとする。

- 一 依頼者が評価依頼を取り下げた場合
 - 二 評価委員会において対象技術が評価の趣旨に適合しない又は評価項目に達していないと判断した場合
- 2 前項の規定により評価を中止した場合、BELCA は、別に定める積算方式により計算した経費を除いて、遅延なく清算するものとする。
- 3 前項の計算の結果、不足金額がある場合、BELCA は、当該金額を依頼者に請求するものとする。

(費用の納入)

第14条 依頼者は、第5条第3項の評価費用のうち、評価開始時に払うべき費用を請求書受領後、速やかにBELCAに納入するものとする。

- 2 第5条3項の評価費用のうち、評価終了時に支払うべき費用がある場合、BELCA は、評価終了後依頼者に請求書を送付するものとし、依頼者は、請求書受領後、速やかにBELCAに報告しなければならない。

(評価の有効期間)

第15条 評価の有効期間は5年間とする。

(評価書の取り消し)

第16条 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合、BELCA は評価書を取り消すことができる。

- 一 提出された資料が第4条、第5条を満たしていない場合。
- 二 依頼者からの取り消しの要望が出た場合。

(評価の登録及び広報)

第17条 BELCA は、評価の結果を評価帳簿に登録するとともに、BELCA 機関誌及びホームページへの掲載等の広報に努める。

- 2 依頼者は、評価書の発行以前に商品等が評価に結びつく広報を行ってはならない。

(情報漏洩の禁止)

第18条 BELCA の役員及びその職員並びにこれらの者であった者(委嘱に基づく評価委員会委員及び専門委員も含む。)は評価事業に関して知りえた依頼者の許しなく、評価事業以外で漏らしてはならない。

- 2 知的所有権に係る資料、非公表データ等については、委員会内での閲覧のみとし、委員会終了後に依頼者が回収する。

(付則) この要領は平成18年12月7日より施行する。